

輸出に取り組む事業者向け対策事業

【812（842）百万円】

対策のポイント

「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、ジャパン・ブランドの確立を目指す品目別輸出団体の育成、産地間連携の促進、輸出環境整備等の取組に対して重点的に支援します。

<背景／課題>

- ・平成28年5月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産業の輸出力強化戦略」（以下「輸出戦略」という。）が取りまとめられたところであり、当戦略に基づく各種取組を着実に実行していくことが重要です。
- ・このため、品目別の輸出促進の司令塔としてマーケティングや産地間連携を行う品目別輸出団体の育成や、周年供給体制の構築を図るための産地間連携の取組等を推進していく必要があります。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大

7,451億円（平成27年）→1兆円（平成31年（平成32年から1年前倒し））

<主な内容>

1. ジャパン・ブランドの確立に向けた取組 660（669）百万円
「輸出戦略」に沿って、コメ・コメ加工品、青果物、花き、茶、畜産物、加工食品（菓子）、林産物（木材）及び水産物についての品目別輸出団体が、ジャパン・ブランドの確立を目的として、国内検討会、海外マーケット調査、海外での当該品目のPR等の一括した取組を実施するとともに、必要に応じ海外販売促進、販路開拓等の取組を実施します。

2. 産地間連携等による輸出振興体制の構築を図る取組

102（127）百万円

加工食品（菓子を除く）に関する国内の主要な輸出産地・関係事業者等を取りまとめる団体や、地方ブロック規模において複数の品目を取りまとめる団体等が、通年又は長期の安定供給体制の構築等を目的として、以下の（１）から（３）までの全部又は一部を行う取組を実施します。

- （１）国内検討会の開催
- （２）海外マーケット調査
- （３）海外での見本市への出展や商談会等への参加

3. 輸出戦略に対応した産地等の取組

50（46）百万円

- （１）輸出環境整備を図る取組

農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者の組織する団体等が対象国・地域が求める検疫等条件への対応や国際的に通用する認証の取得・更新、他国産との差別化が図られる規格認証の取得・更新等の輸出環境整備を行う取組を実施します。

[平成29年度予算の概要]

(2) 輸出可能となった海外市場への販売促進活動の取組

原発事故による輸入停止措置が解除され、輸出証明書の提出により輸出可能となった都道府県の品目や、個別産地における動植物検疫の二国間協議が終了し、輸出解禁となった品目等について、農林漁業者や食品事業者の組織する団体が、「輸出戦略」における重点国・地域等への輸出拡大を図るため、海外において、国際見本市への出展、試食・商談会の開催等の販売促進活動や、商品パンフレットの配布等を行うことによる効果的な広報活動を実施します。

(3) 先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証を図る取組

農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者の組織する団体が、品目別の輸出状況に応じた実用的な輸送コストの実現等を図るため、鮮度保持冷蔵コンテナや鮮度保持フィルム等を活用した輸出モデルの開発・実証を行う取組を実施します。

〔補助率：定額、2／3、1／2以内〕
事業実施主体：民間団体等〕

[お問い合わせ先：食料産業局輸出促進課

(03-6744-7045)]